



イギリス立地政策の經營位置論的示唆

米花, 稔

(Citation)

国民経済雑誌, 94(4):16-31

(Issue Date)

1956-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/80040457>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80040457>



イギリス立地政策の經營位置論的示唆

米 花 稔

一、開 題

イギリスにおける立地理論に関する研究は、アダム・スミスの国富論を始めとする古典派経済学者の研究に、その萌芽を求めることができるのであるが、これが一般的理論的体系化はここにみられず、その後ドイツにおいて、十九世紀前半チウネンの農業立地論、くだつて二十世紀初頭アルフレッド・ウェーバーの工業立地論によつてであつた。イギリスにおいては、その後極めて限定せられた形においてのみ、従つて又極めて特徴的にとりあげられることとなつたのである。即ち、専ら産業の地域的集中が主要な論点となり、それに関連して経営規模が問題となり、或は産業組織が論ぜられるのである。ドイツ、アメリカの場合と相当異なる点である。概観的にいつて、イギリスの主要な産業が、それぞれ特定地域に高度に集中化しているという、いわゆる localized industry を中心の特徴とする実態的背景とそれに伴う問題性がしからしめたものということができる。アルフレッド・マーシャルの外部経済に関する所論 (external economies) は特徴的にこれを示しており、近時のイギリスの代表的立地論の一として注目せられるデニソン (S. R. Dennison) の所論にしても、経営学的研究に関係深いフローレンス (P. S. Florence)*、ロビンソン (E. A. G. Robinson)*、ロバートソン (D. H. Robertson) 等の経

営位置に関する所論にも、同様の特徴を知ることができるのである。

このようなイギリス産業の地域的特殊性が、第一次世界大戦後の世界の産業構造の変化に伴うイギリス産業に対する業種間の隆替の顕著な影響によつて、特に一九三〇年代恐慌後、直接的に経済の繁栄と衰退の地域的不均衡をもたらすこととなり、立地問題が政策的に、従つて又学問的に大きくとりあげられることとなつたのである。いわゆる新興の南部地域の繁栄に対する産業革命以来の原動力であつた中北部地域の衰退、それに伴う深刻な地域的失業問題がそれで、イギリスの主要産業が既述の如き *Localized Industry* としての特徴を顕著にもつていたことによつて、このような直接的な結果をもたらしたのであるといふことができる。近時のイギリスにおける既述の如き立地研究の発展は、このような実態を背景とし、この眼前の問題解決を焦点にして、特徴的に進められてきたものである。

このようなイギリスにおける立地論ないし経営位置論の研究成果が、前述のような背景としてのイギリス産業の地域的特殊性と、どのように関係しているかという点については、一般的には既に別の機会に、実証的に考察した所である。⁽¹⁾ 本論の目的とする所は、いわばその続編というべく、戦後引続きより拡充的に進められたイギリスの立地政策の進捗とその効果の示す所が、イギリスにおいて立地問題に対する考え方について一の反省を与え、或は一の進展をもたらしている如くみられ、又筆者の経営位置論研究に示唆を与える所も少くないので、主としてこれらの点について考察を進めることとする。まず立地政策の推移と問題点とを概観し、その結果もたらされつつある所を検討し、次でその意味する所から、経営位置論研究への役立てについて考察する。

註(1) 拙著『イギリスの Localized Industry について——経営位置論のために——』神戸経済大学五十周年記念論文集「経営学編」昭和二十八年刊所載。

二、イギリス立地政策の推移と問題点

一九三〇年代に深刻になつたイギリスの立地問題は、前に述べたように、特定の産業がそれぞれ特定の地方に集中的であることが、産業構造の変動に遭遇してもたらされたもので、直接的には産業の衰退地域の失業問題であり、その基盤には特定地域が特定産業に高度に偏しているという地域構成の問題があるのである。

政府の施策は、この地域的失業問題を主眼とする立地政策をとつたのである。即ち、当初不振地域の住民の繁栄地域への移住奨励策をとつたのであるが、結果は相当の実績にかかわらず大局に余り影響せず、且その進む所益々産業の地域的不均衡を招来するおそれもあるので、反対に工場不振地域への誘致政策に変更し、この基本方針は、今日まで続いているのである。

まず一九三四年特別地域法 (Special Areas Act) を制定、特に不振に苦しむ地域を指定して、ここに工場を誘致する為に、移動資金の援助、国有工場施設敷地の提供、交通通信施設の改善等を行うこととし、これらの管理機関として労働省監督の委員会を設置し、更に現地における工場運営の資金援助の為に、政府保証の下に、特別地域再建協会 (Special Areas Reconstruction Association) を設けた。

第二次大戦は一時的にこの問題を解消したけれども、戦後再び経済の復員に伴つて同様の問題に直面することとなつたので、戦前の法規を拡充して、一九四五年工業配置法 (Distribution of Industry Act——一九五〇年に改正拡充) を制定し、これらの施策に関する権限を商工省が統轄して、実施することとなつた。従来の特別地域を拡充して、失業問題の発生の危険大なる地域を開発地域 (Development Areas) に指定し、それぞれの地域の政府融資による産業施設会社 (Industrial Estate company) 等によつて、資金援助、敷地提供、施設改善等を行うと共に、一定規模 (床面積五千平方呎) 以上の工場

の新設拡張を許可制として、工場誘致を推進することとなった。これが実行を容易にする為に、一九四七年都市地方計画法 (Town and Country Planning Act) を制定して、全面的に地域統制を行うこととしたのである。それは商工省が地域的失業問題解決を主眼として、広義の地域統制上の権限をもつて許可制を実施すると共に、更に地方の都市計画官庁がそれぞれの地域における権限をもつて、地域的過度集中から周辺への分散化を中心とするそれぞれの地域内の均衡ある地域社会形成の観点から、新設拡張の許可制を実施するという二段構えとなつて、それぞれの統制目的を補完しているのである。⁽²⁾



尚指定された開発地域は、漸次追加せられて、今日では次の九地域となつてゐる。

(上掲図参照)

- South Wales and Monmouth, North-Eastern,
- West Cumberland, mid-Scotland (1945)
- Wrexham, Wigan-St. Helens (South Lancashire) (1946)
- Merseyside, Highland (Scotland) (1949)
- North-East Lancashire (1953)

イギリスにおけるこのような地域政策が推進せられつつある過程における生ずべき実態の変化は、極めて興味あるものを提供するものといふことができる。個別の企業経営の計算的観点からの立地を、社会的な

いし国民経済的観点から修正しようとしているのであるから、次の如き諸点が注意せられる。

第一に、既述の如くイギリス産業の多くが本来 *localized industry* という特殊性を形成し、高度の外部経済依存の業態をとつて、立地選択というより、元々立地は特定の地域に限定せられざるを得ないようになっていゝる場合が極めて多い内において、上述の如き立地政策によつて、果してどの程度工場の移動が可能であるか。

第二に、そのように本来特定の立地条件的性格を有する諸工業が、種々の助成政策によつてではあるが、本来的でない他の場所に立地した場合に、その地域的制約によつても、コスト上昇をみずに、経済的運営が可能なのであるか。

第三に、このようにして社会的或は国民経済的観点から国内の経済発展の地域的不均衡をある程度解消し得たとして、その結果、多少共不合理なるべき立地を前提として、消費者である国民により高価な製品を供給することになり、或はイギリス産業全体としての国際市場における競争力を減少せしめて、一層イギリス経済を弱体化せしめる一原因とならないであらうか。

これらの観点から、イギリスの立地研究者においても、若干の提言が行われている。例えば、フローレンスは、産業衰退地域に振興させるべき業種は、自らの地域化係数による分析から、高度に集中化する性質をもつ業種（イギリスにおいてブリキ工業、レース工業、綿織業等がその例）と、各地域平均に近い分布を示す業種（鉱泉業、パン製造業、ビール醸造業等）との両者をさけて、その中間の業種（絹業、ココア、チョコレート製造業、玩具、スポーツ用品製造業、電気機具製造業等）が選ばれるべきであると結論している。⁽³⁾これに對して、デニソンは、右の如き業種別のみでは、同じ業種でも規模その他業態の相異で著しい性格の相異があるのでその意義が少く、且そのような業種のイギリス産業界における比重は大きいとはいえない点からも問題であつて、結局既述の如く地域政策の具体的実施においては、直接には業種を問題とせず、新設拡張が問題となる現実の個別の企業について検討すべきものであると指摘している如きものである。⁽⁴⁾

これらの問題点を、立地政策の実施の推移と対照的に考察することは、当然に経営位置論的考察の一問題点を示すことであり、同時にイギリス産業経営の今日の存立の態様の一側面をも示すこととなるのである。以下資料の許す範囲で、これをみることにする。

註(2) G. C. Allen "British Industries and their Organization" 1951, p. 38-45.

Peter Self "The Planning of Industrial Location" 1954 (Town and Country Planning Association) p. 14-18

日本生産性本部『生産性向上シリーズ』一七号——「イギリスの教訓『工業配置法』一九五五年一〇月。

(3) P. S. Florence "Economic Research and Industrial Policy" The Economic Journal, Dec. 1937, p. 621-622.

(4) S. R. Dennison "The Location of Industry and the Depressed Areas" 1939, p. 112-113.

三、イギリス立地政策に伴う実態的考察

以上のようなイギリスの立地政策の推進せられた現在までの結果について、その実態を概観すると次の如くである。

(一) 概括的にみると、工業配置法が制定せられた一九四五年から、一九四八年までに、許可を要する工場の新設拡張計画の約五四%が、いわゆる指定開発地域に設けられることとなり、しかも従来これらの地域全体の被保険労働者数は、イギリス全体の約五分の一を占めるに止まる地域である。その結果失業の地域的不均衡の是正が相当行われ、次の如く一応所期の一次的目的を達したといえることができる。

即ち、一九三七年イギリスの被保険労働者中失業の割合は全体で一〇%、これに対して開発地域は West Cumberland の最高二六%から最低でも North Eastern の一五%に達していた。一九四五年全国平均二%、開発地域は依然として最高 South Wales の一一%から最低 Merseyside の三・五%までである。一九四九年に至つて全国平均一・五%に對し、開発地域

イギリス立地政策の経営位置論的不変

は尚依然としてこれには及ばないけれども、著しく改善されて、最高 South Wales, Merseyside の四・五%から、最低 West Cumberland の二%という低率となつてゐる。このような改善は、一面に一國全体としての戦後の完全雇傭政策があつたて力あつて、その地方の既存工業の再興による部分もあるとはいへ、地域差の減少という点、それぞれの地域に新設工業をもたらした立地政策の効果も亦見逃すことはできない。

尚一九四九年以後は一方に地域問題の前述のような解決の進行に伴つてその比重が減少したこと、他方それに伴つて地域政策に対する政府予算の削減等から、以後一九五二年までの資料では、開発地域における新設拡張計画の承認は全体の二〇%程度に止まつてゐる。殊に、当初工業配置法並びに都市地方計画法によつて、特定の過度集中地域の新設拡張を法的に禁止する計画であつたのが、この点のみ議会で否決され、他の行政措置による便宜的手段で可及的に抑制するに止まらざるを得なかつたので、この期間に、ロンドン並びにウエスト・ミッドランドの二大既成工業中心地帯は、開発地域と同程度或はこれを稍上廻つて、全体の施設拡張計画の二〇%以上を占めてゐるのである。いずれにしても、地域的失業問題という一次的目標はある程度解決されつつあるので、問題はそれに伴つて生じた具体的な工業存立の地域態様の内容如何という点になるであらう。⁽⁵⁾

(二) 右の目的の為に、開発地域にどのような工業発展がもたらされてきたかについて、限られた資料によつてではあるけれども、できるだけ具体的態様を明かにすることとする。

(ア) 指定開発地域で最も広いのはスコットランドの mid-Scotland, Highland 等である。スコットランドは、由来鉄鋼業、造船、麻、その他若干の繊維工業等によつて特徴づけられてゐるのであるが、戦時戦後に新たな工業がかなりの比重を以て、その開発地域に導入された。しかもそれが業種的並びに業態的に注意すべき特徴を示してゐるのである。第一に工業配置法等によつて誘致されたものの内、二十社以上がアメリカ合衆国の代表的企業によつてであるという点、第二に導

入された業種が、事務機械、航空機エンジン、時計、特殊自動車等、高度の機械工業関係を主としているという点である⁽⁶⁾。資料の關係で、事務機械工業のみの実情を示しても、その特徴はある程度具体的に明かになるであろう。即ち mid-Scotland の Glasgow を中心とする周辺におい、Strathleven と Burroughs Adding Machine Co., Hillington と Remington Rand, Greenock と International Business Machines Cor. (従業員五千人の工場) 等の工場が、少し離れて従来麻工業のみであった Dundee と National Cash Register Co. (従業員二千五百人の工場) の工場が、それぞれ設けられた。いずれも戦後数年に、アメリカの国際的大企業によつてであり、且 Dundee を除けば名もない小都会計りである。

(イ) West Cumberland の工業活動は、戦前主として石炭、鉄鉱、それに伴う一、二社の鉄鋼会社の発展にのみ依存する不安定な地域であつた。戦前既に特別地域法の実施で、衣服工業、皮革工業、高級絹人絹織物工業等若干の小工場が導入せられたのであるが、戦時戦後に至つて、工業配置法の助成と相まつて、湖水地方の水の利用、地下資源の開発等によつて、合成化学、硫酸、セメント、電気機械工業等近代工業の発展が多少共進められ、一九三八年以来今日まで六〇社の工場が導入せられた。但し工場規模は、スコットランドの場合に比し、概して大きくないようである。尚この地域に原子力工場の一が既に設けられ、更に最初の原子力発電所の建設が進められていることは注意すべき点である⁽⁸⁾。

(ウ) イングランドの North-Eastern は、戦前専ら石炭採掘、造船並びにその関連産業等の重工業に限られ、これらの工業の不振によつて深刻な失業問題に当面した。しかも特別地域法制定後も、その工場施設提供等の施策は、South Wales, Cumberland 程に実績があがらなかつたのである。その原因が立地上或は誘致上の実質的な条件の相異というより、イギリス南部繁栄地域において新設拡張を企図する軽工業関係会社に対する周到なる周知徹底、いわゆる P.R. の方法において欠ける所があつたことによるといわれている点は興味ある所である⁽⁹⁾。

戦後右の経験によつて、Durham の Team Valley を指定地域の中心として強力に工業誘致を推進した結果、従来の生産者

財工業に加うるに消費者財工業を以てして、極めて多種類の工業群 (endless Variety) によつて構成せられ、具体的資料を欠くが、二十年前と全く様相を異にしているといわれる。⁽¹⁰⁾

(エ) ランカシア並びに一部のチェシアを含む指定開発地域としては、South Lancashire, Merseyside, North-East Lancashire, Wrexham があつた。

South Lancashire は、綿業と共に石炭業、鉄鋼業、歴史の古い化学工業等の全般的不振、或は技術の立ちおくれ等により、リバプールを含む Merseyside は造船、船舶修理、輸入原料加工工業 (製粉、製糖、油脂等) を主とする地域であるが、背後地の綿業不振が直接貿易不振に結果し、Wrexham は石炭の不振により、North-East Lancashire は綿業特に織物部門の集中地域としてその打撃により、いずれも指定せられたものである。⁽¹¹⁾

いずれも一九三七年当時被保険労働者の約二〇%が失業していたのが、一九四九年には二一四%程度まで吸収せられたことに知られる如く、立地政策の効果はかなり顕著である。特に従来イギリス綿業の八〇%を占め、紡織機械工業の六〇%を占め、若干の自動車工業、造船、化学工業等をもつていたランカシャーに、戦後更にランカシャー南部地方を中心として、自動車、車輛、航空機関連産業、電気機械工業、人造繊維工業、石油精製、プラスチック工業等がもたらされ、従来の偏った産業構成から、著しく多角化 (diversification) に向うこととなつた。

South Lancashire は一九四六年地域指定されて一九五一年末までに六一工場、Merseyside は一九四九年指定されて一九五一年末までに九三工場を受入れた。特に海岸地域の Merseyside に設立された工場には有名会社が多く、Wallasey に Cadburys (チョコレート等製造)、Goodyear Tyres, Speke に Dunlops, Lockheed Hydraulics, Kirkby に I. C. I. Metals, Standard Motors, Ellesmere Port に Associated Eshyl, Neston に Morgan Crucible Co., Fazakerley に English Electric, Broadgreen に Joseph Lucas Ltd. 等があげられる。いずれも商工省の奨励助成により、公私産業施設会社の提供する敷地施設を利用した

ものである。⁽¹²⁾

North-East Lancashire も、不振の織布業に対し、水力資源と内陸の水陸交通の便宜等によつて、かつて七五%以上綿業依存であつたのが四五%程度の比重に下つただけ、金屬機械工業等の導入によつて、産業構成が是正されることとなつた。戦時中から戦後にかけて、Rolls-Royce (航空機エンジン製造) Joseph Lucas, British Thompson-Houston (電気機械製造) 等この地に移設せられたものの代表的な会社である。⁽¹³⁾

(オ) South Wales 並びに Monmouth 地域は、従来六五%ないし七〇%が石炭、鉄鋼に依存していたことにもとづく不振から指定せられたものである。一九四五年以来生産者財、消費者財にわたる広範な業種の工場新設によつて、石炭関係従業者数より工業従業者数が上廻るに至つた。⁽¹⁴⁾

(三) 以上のような指定開発地域における工業の新設拡張の発展に対して、開発地域に指定せられないけれども、地域的失業問題を多少共包蔵する地域は、これらについても政府は一応工業発展を奨励してはいるが、比較的不利な立場におかれた。例えば South Yorkshire の炭田地帯、West Cornwall, North Wales 等がそれである。政府は開発地域を無暗に追加することは、その効力を減殺するので、増加しない方針をとつていたのである。⁽¹⁵⁾

他方イギリス二大工業中心地域であるロンドン及びその周辺、並びにバーミンガムを中心とする West Midland 地域は、抑制策に拘らず、既述の如く法的制限に限度がおかれてゐる為に、これを防止しきれず、依然として工場の新設拡張がつづけられた。一九四八年七月より一九五二年六月まで四年間のイギリスの工場新設拡張計画の二四%がこの地域について承認せられてゐる。⁽¹⁶⁾特に West Midland 地域は、従来のイギリスにおいては、むしろ例外的に早くから産業の地域的構成が比較的多角化していることを特徴としていた為に、内外諸条件の推移変動によく対処適応化して繁栄を持続しているのである。⁽¹⁷⁾しかしながら又、このことの故に、指定開発地域の発展が推進せられたともいい得るのである。この地方の代表

的企業が自らの工場を拡張しつつ、更に開発地域にも工場を新設することとなっているからである。戦後この地域に主工場のあるもので、他の開発地域に工場を設けたものは、一九五二年までに九五社に達し、その代表的な企業に次の如きがあげられる。Austin, Dunlop, Rubery Owen (建設機械、自動車部品製造)、Guest Keen & Nettlefold (ボルト、ナット製造) Standard Motors 等がそれである。今日この地域の発展の割合が計数的に(例えば、工場拡張計画、従業員増加数等)、大抵イギリス全体のそれに近い所で止まっているといわれるが、それは、この地域企業のそれ以上の発展を、他の開発地域等において具体化していることだもといへるのであるとすることができ(81)る。

註(5) M. P. Fogarty "The Location of Industry" p. 275-276.

(G. D. N. Warwick & P. H. Ady ed. "The British Economy 1945-1950", 1952-Chapt. XII)

Peter Self, *ibid.* p. 47 Appendix.

(6) "Board of Trade Journal" May 28, 1955——

"More Space for Industry in Development Areas and Northern Ireland"

(7) "The Statist" Feb. 23, 1952—— "Boom in Office Machinery"

(8) 註(4) へ同く紙末。

(9) M. P. Fogarty "Prospects of the Industrial Areas of Great Britain" 1945, p. 178-179.

(10) 註(4) へ同く紙末。

(11) M. P. Fogarty "Prospects of the Industrial Areas" p. 202-240.

(12) "Board of Trade Journal" Dec. 1 & 8, 1951.

(13) "Board of Trade Journal" March 28, 1953.

(14) 註(4) へ同く紙末。

(15) Peter Self, *ibid.* p. 17.

(16) Peter Self, *ibid.*, p. 47 Appendix.

(17) 井上忠勝『G・C・フレンシーバーミンガム及びブラック・カントリーの産業発展、一八六〇—一九二七研究』神戸大学経済経営研究所年報「企業経営研究」Ⅱ昭和二十七年刊所載。

(18) "Board of Trade Journal" May 31, 1952.

四、イギリス戦後の立地移動と立地研究

イギリスにおける地域政策は、既にふれた如く、産業発展の地域的不均衡に伴う地域的失業問題発生防止と、これと相関連する産業の地域的構成の極端な偏りを、多少共多角化せしめることによつてこれを是正することとの二点に目標がおかれている。以下この二点から戦後の推移の結果を考察する。

(一) 産業衰退地域の雇傭問題は、新しい工業の導入と、一般的産業の立直りによつて、尚今後一層の新しい工業の誘致が望まれつつも、⁽¹⁹⁾ 相当の効果をあげることができた。そのことは又、立地条件的にイギリス産業の能率の低下、即ちコストの上昇を結果するのではないかという問題に対しても、数年間の経験が、一応杞憂に近いものであつたと結論できるといわれている。⁽²⁰⁾

即ち、工場が消費市場に密接すること、原材料地に所在すること、或は特に交通の接合点にあること等立地的に顕著に制約せられる業種は極めて限られており、又経営規模の小さい会社、工場に限定せられる。イギリスの如く一国内の距離が比較的短距離で、交通が発達し、いずれの地方でも産業に必要な施設が比較的容易に利用できる国にあつては、会社、工場の規模が中規模ないし大規模であれば、前述の如き限られた場合を除き、立地選択の余地は、国内殆どいずれの場所についても可能であるときえいうことができる。現実立地決定が、既存建物の利用とか、設立者の居住地であるとか等極めて些細な動機によつて行われ、戦後数年予想以上に新工業が新しい地域に設立せられてきたのである。それだけに新

設移動に伴う一時的費用ないし資本支出の負担関係から、工業配置法による開発地域における政府等の補助金、敷地提供、産業施設会社による施設の便宜等の諸助成方策が極めて大きな意義をもっていることが知られるのである。

(二) 地域的産業構成の偏りの是正、いわゆる *Localized Industry* に高度に特徴づけられたものを、業種的多角化にもたらしという問題は、一応前者の問題と表裏をなすものであり、地方都市計画官庁は、特にこの点を留意しているのであるが、この面からの直接的施策を進めることについては、この数年間の経験が多少の反省を生ぜしめているようである。即ち、このような地域の産業的専門化がその産業の不振に伴う問題については、イギリスの場合、専ら海外の需要との関係においてもたらされたものであるから、短期的には、直接にそのような業種的多角化方策を強行しても、到底イギリス輸出産業の優位性を維持しつつ海外市場に適応化することは困難であり、これを長期的問題としてみる限りは、常にイギリス産業は漸次構成を変化して、よく適応化してきた経験をもっているのである。業種別地域的専門化の特徴を、直接的に改変する方策を立地政策としてとることは、むしろ当を得ないともいわれるのである。新設拡張計画をもつ企業を開発地域へ誘致することによつて、結果的に多少共業種的多角化は、実情にも明かな如く、自ら漸次招来せられているのであり、且業種にのみとらわれることは、同じ業種においても種々の規模その他業態を異にして存立しているのであるから、却つて現実に即しないこととなるのである。

しかしながら、戦後数年間の以上のようなイギリス立地政策の相当の成功については、これを裏づけるイギリスの最近における企業経営の近代化合理化の成果が前提となつている点を見落すことはできない。このことは、さきに示した開発地域にもたらされつつある企業の業態に注意することによつても、ある程度理解できる所である。

即ち前節に述べた如く、開発地域に戦後設立せられた工場は、第一に中規模或は大規模の近代工場を主とし、その中核的企業は、イギリスの代表的企業であり、或は近年最も発展しつつある *West Midland* の有名会社であり、又はアメリカ

カ合衆国の国際的大企業等によつてもたらされたものであること、即ち比較的規模大なる一社複数工場制の近代的企業を主としており、第二にその業種が機械化の段階の高度なものに属し、或は二十世紀特に第一次戦後又は最近において発展しつつある業種を主としていることが注意せられる。殊にこれらの特徴は、最も地理的に離れたスコットランドの開発地域に特に顕著にみられることは興味ある点である。戦後直ちにイギリス産業界は、アメリカの企業経営を範として、各国に先立つて、設備近代化或は生産性向上運動を推進したことは周知のことであるが、開発地域の工業発展の実態は、これを裏づけているものとみることができる。元来 *Localized industry* を特徴として、外部経済に過度に依存する業態の旧来の会社工場は、これが過去においてイギリス産業の強味となりつつも、このことの故に、近代化が阻まれ、又そのことの故に論理的にいつても、立地的制約が大とならざるを得ず、それらの集中地域を離れて孤立的に立地することを極めて困難にしていた筈のものである。従つて立地政策の前述の如き成功は、むしろイギリス企業経営が近代化について相当成果をあげ、従来特徴的にもつていた生産売買機構上の立地制約性を克服しつつあることを示すものといつて差支えないであらう。

このような推移は当然にイギリスの立地研究にも反映する、かつてイギリス商工省工業配置局の調査官であつた経済学者 Colin Hill は、その研究と経験によつて、工業立地について到達した考え方を次の如く述べている。⁽²¹⁾

従来多くの立地論は、企業がまず第一にコストを検討してそれによつて立地を選択するものとしてゐるけれども、現実においては、まず特定の立地をとりあげ、その場合の見積りコストが市場価格に対して相当の——必しも最高というのではなく——利潤を可能ならしめるか否かによつて判断している。換言すれば、立地選択はしばしば主観的に決定せられ、単純にコストのみが唯一の尺度ではない。従つて見積りコストの許容する特定範囲内において、存立可能の立地選択の余地はかなり大きい。しかも現実には企業によつてそのような潜在可能立地がすべてにわたつては知られていないのである。その

意味において、特殊の業種を除き、立地移動の可能性を相当有しているのであるが、只その如き移動に時間的制約がある。即ち当該企業の拡張発展期或は事情変更に伴う大規模の機構の改変期等において最も容易である。従つてこのような企業にこのような時期に、政府の立地政策が働きかけることが、立地政策を最も効果的ならしめることとなるのである。以上の如く、戦後イギリス立地政策の推移とそのもたらしつつある結果について考察してみると、経営位置論の本来的に有する性格と直接関連する所を示している点において、貴重な事例を提供しているものといふことができる。

本来経営の位置は、経営存立の一の要件であり、従つて他の諸要件と結合することによつて、種々異なる特徴的な業態を形成しているのである。従つて一国の立地政策に当つても、単に立地条件のみを問題とするのではなくて、対象とする経営の位置の問題を、その経営の特徴的に形成している業態との関連を考慮しつつ、検討樹立されるべきものである。イギリスにおける事例は、このことを明瞭に示している。

同時に、経営の位置が、既述の如く、他の経営存立の諸条件と相互関連的であるということから、経営は単に立地条件的にのみ最適位置を問題とするのではなく、他の諸存立条件との関連における相対的適応性ないし適応限界性を主としてとりあげるべき等である。このことは、静態的に経営の内部的諸条件並びに外部的諸条件によつてしからしめられるのみでなく、経営は本来時間の推移に伴う内外諸条件の変動に、受動的或は能動的に対処して存立する継続的活動体であるからである。イギリスにおける立地政策の進行に伴い、予想以上にその成果のもたらされたことによつて、このこともある程度明かにせられる。

個別の経営についてその立地を問題とする限り、上述の如き一の結論は、経営位置の本来的にもたざるを得ない性格よりして、論理的にある程度導き出されるべきものであるが、イギリスの事例は、事実においてこのことを証明しているものといふことができる。同時にイギリスにおける最近の立地研究についても、従来 *localized industry* を主体とするイギリ

ス産業に特徴つけられていたものが、立地政策の進行に伴う立地研究の反省と、イギリス企業経営の近代化の成果に伴う新たな態様とによつて、一転期を翻しつつ進展せしめられつつあるように思われるのである。

註(19) この点は "Board of Trade Journal" May 28, 1955. の巻頭文にかなり詳細に実情が述べられている。

(20) M.P. Fogarty "Location of Industry" p. 255-261.

(21) Colin Hill "Some Aspects of Industrial Location" The Journal of Industrial Economics, August, 1954 p. 184-192.

(三十一、八、四)